

特別養護老人ホーム浜玉荘 利用料金表

令和8年4月1日改定

1、介護報酬の告示上の金額(介護老人福祉施設)

1ヶ月:31日

単位:円

多床室	要介護度別の費用(Ⅱ)	介護保険							居住費・食費			合計				
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ口)	栄養マネージメント強化加算	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月	31日小計	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)14.0%	告示額	31日当たり計	居住費	食費	31日当たり計	1ヶ月計(1割)	1ヶ月計(2割)	1ヶ月計(3割)
第1段階 老齢年金または生活保護受給者世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額が1000万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	2,805	22,841	0	300	9,300	32,141		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,109	25,315	0	300	9,300	34,615		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	3,426	27,895	0	300	9,300	37,195		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	3,729	30,368	0	300	9,300	39,668		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	4,029	32,807	0	300	9,300	42,107		

第2段階 年金収入等80万円以下世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額650万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	2,805	22,841	430	390	25,420	48,261		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,109	25,315	430	390	25,420	50,735		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	3,426	27,895	430	390	25,420	53,315		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	3,729	30,368	430	390	25,420	55,788		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	4,029	32,807	430	390	25,420	58,227		

第3段階① 年金収入等80万円より上で120万円以下世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額550万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	2,805	22,841	430	650	33,480	56,321		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,109	25,315	430	650	33,480	58,795		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	3,426	27,895	430	650	33,480	61,375		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	3,729	30,368	430	650	33,480	63,848		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	4,029	32,807	430	650	33,480	66,287		

第3段階② 年金収入等の合計が120万円より上世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額が500万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	2,805	22,841	430	1,360	55,490	78,331		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,109	25,315	430	1,360	55,490	80,805		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	3,426	27,895	430	1,360	55,490	83,385		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	3,729	30,368	430	1,360	55,490	85,858		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	4,029	32,807	430	1,360	55,490	88,297		

第4段階 市民税課税世帯もしくは預貯金等の額が各段階の基準を超えている場合	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	2,805	22,841	915	1,445	73,160	96,001	118,842	141,683
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,109	25,315	915	1,445	73,160	98,475	123,790	149,105
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	3,426	27,895	915	1,445	73,160	101,055	128,950	156,845
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	3,729	30,368	915	1,445	73,160	103,528	133,896	164,264
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	4,029	32,807	915	1,445	73,160	105,967	138,774	171,581

適 用		1割負担額	2割負担額	3割負担額
1. 初期加算	(1)入所した日から30日以内			
	(2)30日以上入院後に再入所した場合	30円/日	60円/日	90円/日
2. 外泊・入院 時加算	(1)入院・外泊時月6日を限度	246円/日	492円/日	738円/日
	(2)入院・外泊の初日、最終日は算定不可			
3. 安全対策体制加算	入所初日に限る	20円	40円	60円
4. 療養食加算	療養食を提供した場合	18円/日	36円/日	54円/日
5. 看取り介護体制加算(Ⅰ)	(1)死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	144円/日	216円/日
	(2)死亡日以前4日以上30日以下	144円/日	288円/日	432円/日
	(3)死亡日以前2日又は3日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
	(4)死亡日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
6. 若年性認知症受入加算 (対象入所者のみ)	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を決め、入所者を中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合	120円/日	240円/日	360円/日
7. 認知症行動・心理状況緊急対応加算	認知症行動・心理状況にて緊急入所した場合	200円/日	400円/日	600円/日
8. 経口移行加算	経口移行計画を作成し医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士及び看護員による支援が行われた場合、計画作成から起算して180日以内	28円/日	56円/日	84円/日
9. 経口維持加算(Ⅰ)	(1)入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための、経口維持計画を作成している場合等。	400円/月	800円/月	1,200円/月
	(1)(Ⅰ)を算定している場合で、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するにあたっての会議に医師等が参加した場合。	100円/月	200円/月	300円/月

《軽減等》

- 1、特定入所介護サービス費(負担限度額) 2、社会福祉法人等による軽減
- 3、高額介護サービス費 ※ 償還払い(保険者より約3ヶ月後に払い戻し)
- 1・2段階 15,000円以上 3段階 24,600円以上 4段階 93,000円以上・140,100円以上

上記の利用料金に同意します。

令和 年 月 日

氏名

(利用者名:)